

小郡市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」という。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「小郡市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

今般、小郡市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、小郡市インターネット公有財産売却ガイドラインおよび貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。（以下「暴対法」という。））第 2 条第 2 号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前 2 号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
 - (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を

有しているとき。

3. 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
4. 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び第2項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
5. 第2項各号に該当する者を下請負人（直接下請負人としていない場合を含む。）としていて、小郡市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。
6. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と小郡市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
7. 私は、貴市の公有財産売却に係る「小郡市インターネット公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、貴市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

小郡市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の条の 4 第 1 項または第 2 項各号に該当すると認められる方
- (2) 小郡市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である場合
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます
- (7) 18 歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

『参考：地方自治法施行令（抄）』

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実

基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり小郡市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間小郡市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）上の公有財産売却の物件詳細画面や小郡市において、閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に小郡市が実施する下見会において、購入希望の財産を確認してください。下見会において、公有財産の確認をしない場合は、小郡市のホームページに掲載している財産の写真などの閲覧により、財産の確認をしたものとみなします。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札者が売却代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (2) 有権移転時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、所有権移転後に小郡市及び落札者の責めに帰することができない事由によって滅失又は毀損したときは、落札者は、その滅失又は毀損を理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。
- (3) 売却代金の残金の納付確認ができた後に、譲渡証明書等を渡しますので、自動車登録手続きなどを落札者自身で行なってください。
- (4) 公有財産が動産・自動車などである場合、小郡市はその公有財産の引渡しを売却代金の残金納付時の現状のままで行います。
- (5) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア．公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ．入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを小郡市に開示され、かつ小郡市がこれらの情報を小郡市文書規程に基づき、5年間保管すること。

※小郡市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ．落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ．小郡市が収集した個人情報地方自治法施行令第 167 条の条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用してすること。

第 2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金が納付確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申込みについて

参加申し込みには、仮申込みと本申込みがあります。

(1) 仮申込み

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。この申込みを仮申込みと呼びます。

※法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

(2) 本申込み

上記の仮申込みを行った後、小郡市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下、「申込書」という。）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、申込締切日までに必着で小郡市に提出してください。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、小郡市が売却物件（公有財産売却の財産の出品物件）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却物件ごとに必要です。入札保証金は、クレジットカードによる納付のみで

す。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに小郡市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の落札者が参加申込み時に納付した入札保証金は、契約締結期限までに小郡市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の落札者が参加申込み時に納付した入札保証金は、契約を締結する場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取扱い

小郡市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、小郡市は開札を行い、売却物件（公有財産売却の財産の出品物件）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア．落札者の告知

落札者の落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ．小郡市から落札者への連絡

落札者には、小郡市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・小郡市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、小郡市が落札者による売却代金の残金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取消されることがあります。この場合、売入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3．売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

小郡市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際には小郡市より契約書等を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、小郡市に直接持参または郵送してください。契約書の他に下記書類が必要になることもあります。その際は、案内の中で連絡します。

ア．必要な書類

- ・公的機関が発行する身分証明書の写し
- ・その他、契約書を送付する際に別途指示する書類

イ．売却決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ．落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 18 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返

還されません。

4. 売却代金の残金の納付

(1) 売却代金の残金の金額

事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）は、後日売却代金に充当しますので、売却代金の残金は、売却決定金額から契約保証金を差し引いた金額となります。

(2) 売却代金の残金納付期限について

落札者は、売却代金の残金納付期限までに小郡市が納付を確認できるよう売却代金の残金を一括で納付してください。売却代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売却代金の残金納付期限までに売却代金の残金の納付が確認できない場合、事前に納付された契納保約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売却代金の残金の納付方法

売却代金の残金は、小郡市が用意する納付書を使用し、小郡市が指定する金融機関で納付して納付してください。また、売却代金の残金納付期限までに小郡市が納付を確認することが必要になるため、支払い後に領収証の写しを FAX で送信してください。

なお、クレジットカードによる売却代金の納付はできません。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

小郡市は、落札後、落札者と契約を交わします。契約の際には小郡市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、小郡市に直接持参または郵送してください。また、その他必要書類があればこちらからご案内します。引渡しは、売却代金の残金納付時の現状のままで、小郡市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応をお願いします。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売却代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

自動車の落札者は使用の本拠の位置を管轄している運輸支局等においてすみやかに登録の手続きをしてください。なお、登録後の自動車検査証の写し等を小郡市に提出していただきます。自動車を解体さ

れた場合については、解体を証明する証明書の写しを提出していただきます。その他物件の引渡しに際して、誓約書等の書類を提出していただく場合があります。また、履行確認のため写真等を提出していただくことがあります。

3. 注意事項

- (1) 売却代金の残金の残金納付時に納付時に公有財産売却の財産公有財産売却の財産の引渡しをうけない場合、保管依頼書を提出してください。
- (2) 所有権移転時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、所有権移転後に発生した財産の破損、焼失など小郡市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、代金の減額を請求することはできません。なお、売却代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
- (3) 公有財産に品質上の問題があることを発見しても、契約後において履行の追完、代金の減額、損害代金の請求、または契約の解除をすることはできません。
- (4) 小郡市は権利移転後の公有財産の送付を一切行いません。落札者の責において小郡市が指定する場所から引取りを行って下さい。
- (5) 引渡しを受けたときに、市有財産受領書を小郡市に提出してください。
- (6) 物件の引渡しについては、現状のままとします。

4. 引渡しおよび自動車の登録等に伴う費用について

引渡しおよび自動車の登録等に伴う費用は、すべて落札者の負担となります。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア．一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札できない場合

イ．くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2．公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却物件（売却財産の出品物件）の中止時の入札保証金の返還特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3．公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、小郡市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、小郡市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、小郡市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、小郡市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、小郡市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、小郡市は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず小郡市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

小郡市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、小郡市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、小郡市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、小郡市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネットシステム公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいう。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 小郡市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

小郡市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、小郡市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、小郡市が掲載したものでない情報については、小郡市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

第6 インターネット公有財産売却における個人情報について

小郡市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は小郡市になります。